

○広島市競輪運営委員会規則

昭和 27 年 11 月 1 日

規則第 70 号

第 1 条 広島市競輪運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に関しては、広島市附属機関設置条例(昭和 28 年広島市条例第 35 号)第 3 条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

(昭 28 規則 54・全改、昭 40 規則 11・昭 43 規則 52・一部改正)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、広島市営の競輪に関する重要事項を審議する。

(昭 28 規則 54・昭 43 規則 52・一部改正)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもつて組織する。

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

(昭 28 規則 54・昭 43 規則 52・平 19 規則 26・一部改正)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 任期中辞任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 63 規則 87・一部改正)

第 6 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長、副委員長ともに事故があるときは、委員長が、あらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第 7 条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

第 8 条 委員会の庶務は、競輪事務局において処理する。

(昭 43 規則 52・一部改正)

第 9 条 前各条に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 28 年 8 月 18 日規則第 54 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 広島市競馬運営委員会規則(昭和 25 年 7 月 18 日広島市規則第 31 号)は、廃止する。

附 則(昭和 40 年 4 月 1 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 1 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条中別表第 3 及び第 4 の改正規定並びに第 8 条中題名の改正規定は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 11 月 26 日規則第 87 号)

この規則は、昭和 63 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 26 号 抄)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 25 日規則第 82 号)

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。